

# 広報



村章  
昭和51年4月  
1日に制定

# こうなん

# '78・3

## No. 104

編集・発行

大里郡江南村役場

TEL 36-1521 ㊦360-01



### —お母さんと合格祈願—

2月25日は文殊様の縁日。この日静かな日和に恵まれ、土曜日とあって、午後からの人出は近年にない賑いでした。折柄、進学・就職難時代を迎え、我が子の願いを「文殊の知恵」にあやかり成就させて上げたい親達の真剣な表情がそこそこに見られた。

2月25日文殊様にて撮影

(この写真を差し上げます。江南村役場へご連絡を)

#### おもな内容

- |                  |                |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                |                 |
|------------------|----------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| お知らせコーナー……………(8) | よい子の作品……………(7) | 三角さんに感謝状……………(6) | 同和問題シリーズ……………(5) | 交通災害共済加入を……………(4) | 駐在所コーナー……………(3) | 国民年金保険料改正……………(2) | 転作に御協力を……………(2) | 農業委員さま……………(2) | 財政事情の公表……………(2) |
|------------------|----------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|

# 村の財政事情の公表

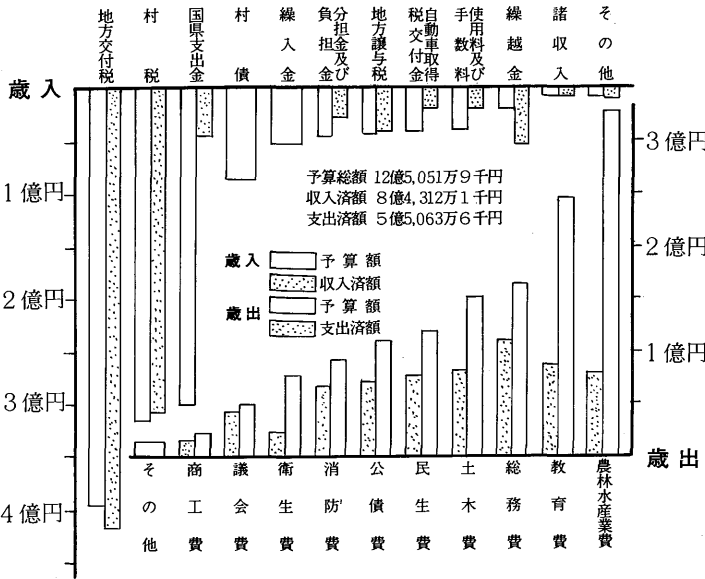
## 生活基盤整備に全力投球

村の財政事情の公表は、年二回行いますが、今回は昭和五十二年の予算に対する執行状況及び財産、公債の状況を昭和五十二年十二月末日現在でお知らせいたします。

昭和五十二年一般会計予算総額十二億五千五百九十九千円に対し、八億四千三百二十万一千円の収入済額、支出額では五億五千六

### 昭和52年度予算に対する収入及び支出の概況

(12月31日現在)



### 村の借入金の現在高 (52年12月31日現在)

区分	金額	説明
教育債	111,997千円	学校・幼稚園・集会所等建設費
土木債	151,202	道路整備事業
農林水産業債	30,272	農村センター建設費
衛生債	501	母子健康センター建設費
民生債	91,209	保育所建設費
減収補てん債	59,900	
財政対策債	27,600	
合計	472,683	

十三万六千円となっており、当初計画された事業はすべて順調に進められております。

今後年度末にかけては、村民体育館の建設及び農業基盤の整備、道路整備事業等生活基盤の整備に全力をあげて進めてまいりますので、村民の皆様のご協力をお願いします。

### 財産

#### 村長管理財産

- 建物 3,182㎡
- 土地 68,775㎡
- 基金 184,071,100円
- 有価証券 260,000円
- 出資による権利 380,000円

#### 教育委員会管理財産

- 土地 69,511㎡
- 建物 12,620㎡
- 土地開発基金 6,389㎡
- 現金 55,184,937円

### 農業委員 きまるとる

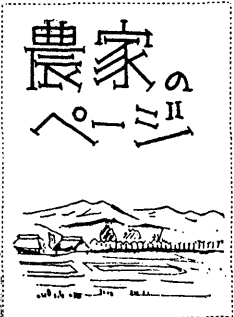
任期満了による農業委員会委員の改選が二月十二日に行われましたが、届出のあった候補者の数が定数をこえなかつたので、無投票で当選が決定いたしました。

任期は三年で昭和五十二年二月十五日から昭和五十六年二月十四日までです。当選した委員はつきのかたがたです。

- このほか、村長の選任による委員があり、この委員には農業協同組合、農業共済組合ごとに推せんした理事各一人と村の議会で推せんする学識経験者五人以内で構成されます。
- 農業委員会選挙人名簿確定**
- 農家の皆さんから提出されました農業委員会委員選挙人名簿登録申請書により、農業委員会の審査を経て、選挙管理委員会が選挙人名簿が作成されました。
- この選挙人名簿は、二月二十三日より十五日間縦覧に供され、三月三十一日に確定し、その後一年間、農業委員会委員の選挙に使われることとなります。
- | 候補者  | 立候補届出順 |
|------|--------|
| 野原   | 神谷政義   |
| 御正新田 | 橋本昭一   |
| 下押切  | 大島正雄   |
| 塩田   | 富田昌作   |
| 千代   | 上杉茂三郎  |
| 小江川  | 鹿庭充永   |
| 須賀広  | 嶋田治明   |
| 三本   | 大久保徳太郎 |
| 樋春南  | 滝田隆一   |
| 板井   | 吉野寿夫   |
| 成沢   | 関口忠平   |
| 柴    | 島田嘉明   |
| 樋春北  | 馬場希伊   |
| 上新田  | 新井益新   |
| 上押切  | 松本茂新   |

# 転作に御協力を

## 特定作物(麦・大豆・飼料作物等)の計画転作を



一、なぜ転作を  
米の生産と消費のバランスがくずれ、過剰米が年々増加しています。この状態が続けば、まづ米を入れる農協の倉庫などが満杯となります。また過剰米の処理のために、膨大な金がかかり食糧制度が維持できなくなつてしまいます。そうなるとも米価が下り流通面でも混乱が生じ、良質米の少ない本県では農家が大きな影響を受けることとなります。

このため、国では米の生産を

調整し、国内の不足する作物への転作を今後十年間にわたってすすめていくことになりました。

この間に農家の所得が減らないように考慮しながら農業の体質を変えて行くという長期的な方向をとるといふことです。

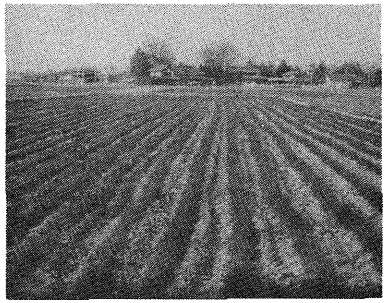
農家の皆さまには、どうか長い目でみて御理解をいただき御協力をお願いいたします。

二、転作をした場合  
奨励金が出ます

五十二年度稲を作った水田を転作したり、五十二年度に転作奨励金を受けた水田(ただし、果実で五年、桑と水田養魚で三年奨励金を受けたものは除かれます)を引き続き転作する場合は、次のような奨励金が出ます。

さらに四十六年から四十八年に

休耕奨励金を受け、その後続いて休耕している水田も転作すれば対象となります。



作付された麦畑

種 類	基 本 額	計画転作による加算
転作奨励補助金	(量に応じて定める額)	(率に応じて定める額)
○特定作物: 麦・大豆・飼料・そば	50,000円	14,000~20,000円
○永年性作物: 果樹・桑・アスパラガス	50,000円	14,000~20,000円
○一般作物: 野菜・こんにゃく・雑穀	50,000円	9,400~13,000円
管理転作奨励補助金	35,000円	9,400~13,000円
土地改良通年施行補助金	35,000円	(転作の場合)

※ 本表は、10アール当り水稲基準収穫量370kgで計算

三、計画転作をするにさらに奨励金が出ます

集落ぐるみで計画を立て目標が達成された場合は、計画転作として奨励金が加算されます。この場合、ある程度の転作水田が集団化され、さらに計画について市町村

長の承認を受ける必要があります。また、加算額は集落内の転作面積の率によって決まります。

四、農協等に管理転作を依頼することができます

農家が自分で転作することが出来ないとき、その水田を農協が一年間の契約で預り、他に転作希望者が見つかるまで管理(管理費は水田の所有者が農協に支払う)をすることをいいますが、その場合、次の三つのやり方が考えられます。

- (一) 転作希望者が見つかった場合には、農協が仲立ちとなって水田所有農家と転作者とで使用貸借契約を結びます。
  - (二) 水田所有者との話し合いで農協が組合員の農業に必要な共同利用施設用地(育苗ほ、共同桑園等)として利用するため、水田所有農家から使用貸借により借り受けます。
  - (三) 転作者が見つからない場合は、見つかるまでの間、農協がいつでも耕作可能な状態に管理します。
- 前記いずれの場合にも水田所有者に転作奨励金が付与されます。
- (この場合は、一年契約で二ヶ年まで交付され、三年目には、ちがう水田を実施することにより、さらに二ヶ年間奨励金が交付されます。)

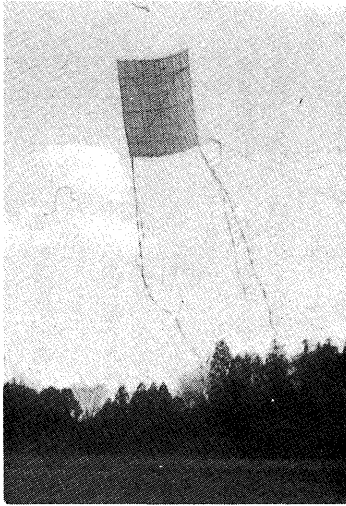
麦、大豆への転作は、所得では米に劣りません。 10a当り

作物	収量	粗収入	所得率	生産物所得	奨励金基本額	合計所得	奨励金計画加算額	合計所得
米	kg 420	円 120,442	% 62	円 74,674	円 —	円 74,674	円 —	円 74,674
麦	360	60,570	50	30,285	52,000	82,285	10,000~20,000	92,285~102,285
大豆	150	30,238	65.5	19,806	52,000	71,806	10,000~20,000	81,806~91,806

※くわしくは役場・農協・普及所などに相談下さい。



毎年実施している。柴・千代青年部による大タコ上げ大会が一月十六日盛大に行われました。写真は、豊六枚分の大タコが北風にのり上った瞬間。



↑成人式を終えて、なつかしい友達と同窓会へ参加。



↑成人式が去る一月十五日、中学校体育館で行われました。この日は、成人者一七人が参加し、おとなの仲間入りをしました。

# 国民年金保険料

## 二千七百三十円に

### 四月分から

国民年金保険料は、これまで一カ月につき、二、二〇〇円ですが、この四月から二、七三〇円に変わります。

国民年金はとしをとったときや、障害者になったときなどに、生活の安定を図ることを目的として、年金が支給されます。この支給に必要な財源は、皆さんが納めた保険料のほか、国の負担によってまかなわれています。

支給される年金は、過去何回となく、増額されたように、国民の生活水準や経済の変動に応じて改定されることになっていますから、より多くの年金額とするには、それだけの財源を確保することが必要となります。

そこで、保険料についても、昭和五十三年四月分から一カ月二、七三〇円としたものです。



将来のあなたの年金をよりよくするために、ぜひご協力ください。なお、付加保険料は従来

どおり一ヶ月四〇〇円です。

奥さんも国民年金へどうぞ

国民年金は、必ず加入しなければならぬ強制加入と、希望で加入できる任意加入とがありますが、サラリーマンの奥さんなどは、このうち任意加入に該当します。

加入すると、奥さんは国民年金が、ご主人は勤め先で加入した年金がそれぞれ支給されます。

支給される年金は、としをとったときに老齢年金、病気やケガで障害者となった場合に障害年金が、ご主人が死亡された場合の母子年金がそれぞれ支給されます。

金など、強制加入した人となら変わりありません。

また、サラリーマンの奥さんとなつてから、年金制度に加入しなかった期間があれば、この期間も老齢年金を受けるための「資格期間」とみなされる特典があります。たとえば、通常の場合、二十五年間保険料を納めると年金が支給される仕組みになっていますが、先ほどの「資格期間」と、保険料を納めた期間をあわせて、二十五年あれば、年金が支給されます。

これによると、一年でも保険料を納めれば、その分だけ年金が支給されるわけです。

老後の生活設計に、国民年金へ加入して、ご主人とは別のご自分の年金を受けられることをお勧めします。(住民課)

現在、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金(国庫債券、額面二十万円、十年償還、無利子)が支給されていますが、請求期間が五年

## 戦没者特別弔慰金

三年三月三十一日までとなつていますので、未請求の方は早めの手続きをしてください。

対象者は、日華事変が起つた日(昭和十二年七月七日)以後の戦没者等の遺族で、昭和五十年四月一日当時で同一戦没者について公務扶助料、遺族年金等を受給していない方です。(住民課)

### 請求しましたか?

# 正原 駐在所コーナー 御小 死亡事故日本一

今年に入り埼玉県交通事故は、昨年と比べて非常に増えており、特に死亡事故は全国一の不名誉な記録になっています。

今回は、子供の交通事故について考えてみました。  
こわい幼児の行動スタイル  
子供の交通事故の中には、大人ではどうも考えられないようなカタチでおこる例がたくさんあります。そのほとんどが、子供の行動の特性が原因となったものです。交通事故につながりやすい子供の行動の特徴としては、次のようなものがあります。

子供を交通事故から守るため、お母さん方の参考になればと思います。

＜その一＞一つのことに夢中になると、まわりの物が入らなくなる。

●道路で夢中になって遊んでいて、車が近づいても気がつかない。

●道路の反対側から、親や友達に声をかけられたり、手を振って合図されると、いきなり車道へ飛び出す。

●親と手をつないで歩いていても、興味のあ

る物（たとえばおもちゃ屋）などを車道の反対側に見つけたら、つないだ手を振り切っても飛び出そうとする。

＜その二＞その時その時の気分によって行動が変わる。

●うれしいことがあると、はしゃいで落ちつきがなくなる。

また、父母に叱られたりするとそのことばかり

が気になり、まわりを見ないで道路を歩いたりする。

＜その三＞物事を単純にしか理解できない。

●自分が黄色い旗を持っていたら、車は、いつでも必ずとまってくれると思ひこむ。

●走っている車が止まるために、どのくらいの距離が必要なのがよくわからない。

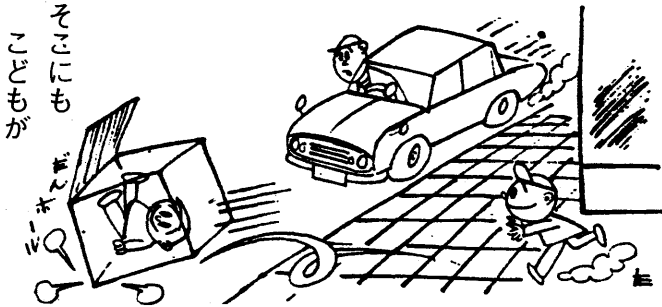
＜その四＞大人のまねをする。信号を無視して横断したり、

交通ルールを守らない大人を見て、その通りのまねをする。

＜その五＞物かげで遊びたがる。駐車中の車の下にもぐりこんだりして遊ぶ。

●大きなダンボール箱にかくれたり、入って遊ぶ。

以上、五つの例をあげました。車を使用する方も、充分注意をし運転いたしましょう。



そこにも  
こどもが

## 市町村交通災害共済制度

### 加入はお済みですか

もできます。

—— 本村の状況 ——

昨年十二月までの加入者数及び見舞金支給額は次のとおりです。  
加入者数：………四、九六五名  
見舞金支給件数：………十件  
支給額：………一、六一〇、〇〇〇円  
この制度につきましてのお問い合わせは、役場総務課におたずねください。

### 制度のあらまし

この制度は、不幸な災害を受けたご家庭を救済する目的で、埼玉県内に住む皆さんの加入によって、見舞金を支給する相互扶助の共済制度です。

会費 一人一ケ年

大人：………六〇〇円

中学生以下：………三〇〇円

共済期間：……四月一日から翌年三月三十一日まで

ケ年間です。

加入申込は：三月三十一日まで

すが、途中でも月割会費で加入すること



→ 昨年小江川  
十字路の事故

事故を呼ぶ

酒が疲労がスピードが

# 同和問題シリーズ

## (二) 融和運動とは

K 大正時代は、どうだったのですか。

T そうですね。まず、大正元年十一月七、八日の両日、内務省主催の全国細民部落協議会が開かれたことをあげなければなりません。

野練太郎氏は「部落を完全に改良して国家のため有為の民たらしめ、もって国家を富強にした」と、政府の考え方をのべています。

T はい、それだけでなく、部落を改善することが、お上の恵みによるものという考え方であったことが特長としてあげられますね。

また、当時の民間運動を代表する「帝国公道会」という団体もねらうところは、人道主義に

もとづく同情融和運動でした。

K 同和地区の人たちの運動は、どう変っていったのですか。

T はい、明治の時と同じように、同和地区を自分たちの力で改善しようという運動が、大正元年に起っています。

これらの運動団体の性格は、上からの奨励による官製の団体ではなく、同和地区の人たちによる自主的な団体だったということです。

K 同和地区の人たちの場合でも、政府の考え方、施策、あるいは官製団体の場合でも、共通しているのは、同和問題が、同和地区の人々の努力によって改善されれば解決するというようにとれますが、どうでしょうか。

T そのとおりです。明治、大正時代の特徴は、同和地区の人たちの貧しい生活実態は、経済、社会のしくみに原因があることを理解できず、同和地区に住む人々にあるという見方、考え方にとどまっていたということです。

(埼玉県教育局同和教育課)

村内の名所、史蹟など一般に余り知られていない由来(言い伝え)を興味ある作文に纏めて広報に寄稿され、読者に親しみを与えて頂いております、村内小江川に在住の三角英吉さんに、この程、村から記念品をお贈りし、その労苦に対し感謝の意を表わしました。

三角さんが、今までお寄せ下さった作文の題名は次のとおりで、振り返つてもう一度、この地を確めて見るのも郷土の歴史を知る上でも、大変参考になると思います。

### 三角英吉さんに感謝状 — 郷土の伝説寄稿 —

- 第一話 姥が沢
- 50年10月号
- 第二話 一夜土堤
- 51年1月号
- 第三話 椎檜稲荷
- 51年4月号
- 第四話 大沼哀話
- 51年6月号

### 民生・児童委員を委嘱

任期満了にともなう民生委員の改選がおこなわれ、次のかたがたが厚生大臣より昨年十二月一日付で委嘱されました。

- 第五話 夜泣地蔵尊 51年8月号
- 第六話 春の原業師如來 52年6月号
- 第七話 悲恋高山 52年10月号
- 第八話 行入塚 53年1月号

←感謝状を受ける三角さん



民生委員には知事より児童委員の委嘱もあわせて行われ、民生児童委員として、今後三年間、各担当地区の福祉向上のためにまた、私たちの一番身近な相談相手として、ご尽力くださいます。

- 民生委員氏名 担当地区
- 今井 是 成 沢 下
- 水野 辰三 成 沢 上

### ※ 人事

#### 役場職員異動

(二月十日付)

○大里南部環境福祉一部事務組合 (新設) 準備室長 吉田久雄 (水道課) ○水道課 課長補佐 島山邦久 (総務課) ○総務課 中村雅夫 (住民課) ○住民課 橋本安行 (教育委員会) ○教育委員 岡田恒夫 (建設課)

#### 役職員交替

(一月五日付)

▼区 長

野原 笠原 満 (宅森 正作) (カッコ内前任者)





「県民の日」記念  
入選作文より

### 変らぬ郷土で——私は

江南中三年

川島 宏子

私達の江南は、めざましく変わりゆく町や村の中で、まだ沢山の自然が残っている。

毎朝鳥の鳴き声で目をさまし、蛙の鳴き声をうるさいほどに聞ける。緑の多い学校で、季節ごとに変わる木々を眺め、季節ごとにつまれながら勉強に励む。

けれど、やはり江南も変わってしまった。幼ない頃の思い出のあの道も、あの野原も、あの川も……ずいぶんと変わってしまったものだ。以前は、麦畑で『いたち』が、チョコチョコと顔を出すのを

見たものだが、近頃はおめにかからない。山の川のある『かに』も今は一匹もない。

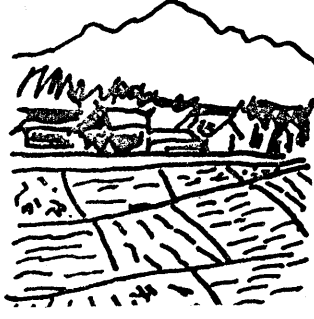
江南は変わってしまった。舗装道路がふえて、葦葺き屋根も減ってしまった。人々は、便利にするため暮し良くするために、さまざまな手を自然に加えて来た。これからもなお、加え変えて行くだろう。

う。けれど、一步まちがえたと恐ろしいことになる。木々は生気を失い、鳥も蛙もどこかへ行ってしまっただろう。

埼玉県は首都東京の北にあり、東京都からの人口の流入も激しいと聞く。世の中が進み、産業が発達し、社会のしくみが複雑になればなるほど、人間の生活も多様化していくだろう。

江南村の産業構造を大きく見るとなんとといっても第一次産業の農業であろう。それには水稲野菜、しいたけ、栗、養蚕などか。しかし、この江南村の地域にも工場や建物、波が押し寄せるように建設されつつある。それだけ都市化していくことなのでしょう。

「自然と人間との関係」「自然と人工との関係」どこまでが人間の生存に適し、どこまでは人間の生活に適さないのか、私にはよく



わからないが、学校で国語の時間に「自然環境の維持」という論説文を勉強したことがある。

その内容は、原始のままの自然が、自然のままの自然が、最後によいと記されてあったが、最後に「これまでは、自然保護といえ、学問的な価値の高い自然を研究資料として保存することや、美しい自然、きれいな風景を後世にまで残していくことに重点が置かれていた」と、そして最後に「しかし、今や、それに加えてもう一つ、われわれの住む環境を維持するためという第三の目的を強く意識しなければならなくなったのである。」と結論づけていたが、確かにそう

だと思ふ。「県民の日」の作文があまりにも『自然』についての文章になってしまったが、埼玉県の広報紙などにもあるように、やはり人間の生命の源ともいふべきものは「光る太陽と緑と清流」の土台の上に築かれていくものだと思う。

文明の象徴、飛行機を否定してはならないと思う。電車や自動車を否定してはならないと思う。人間が発明した機械、道具というものを生活に便利に役立て、そこに調和を考えていくのが人間の生活の知恵であり、人間たるゆえんである。

わからぬが、学校で国語の時間に「自然環境の維持」という論説文を勉強したことがある。

やはり春にはれんげ草が咲き、小川にメダカが泳ぎ、夏には蟬しぐれが「ミンミンミン」「ジージー」と鳴きすだき、チョコレート色の石や、白・緑の小石を映した荒川の清流がほしい。

秋にはスキの穂がおいおいでおいでをし、赤トンボが飛んだ方がいい。冬は冬で高い鉄塔にビュービュー北風が吹きつけるのがいい。

### くらしの知恵

## 竹の子保存法

柴・千代婦 人部  
柴 さつえ

四月になると、竹の子が出回ってきます。竹の子は正月料理、人寄せの時等、保存しておく大変役立ち、利用価値も高いものです。そこで皆さんにいつでも利用できる保存方法をお知らせいたします。皆さんためしてみてください。

#### 準備する物

- 一、丸ごとゆでた小さめの竹の子
- 二、ビン（広口の梅酒ビンが可）
- 三、食塩と水

#### 保存方法

- 一、水一升に食塩五合
- 二、位の食塩水を作



なんだか詩みたいになってしまった。一度破壊されたものは、なかなか帰って来てはくれない。私はそんな「江南村は嫌いだ。そんな村にはしたくない」。

『県民の日』つてそういうことを考えていく日でもあるのだと思ふ。

いわゆる「生きがい」とゆとりを希求し、反省する日でもあるのだと思ふ。

- 一、沸騰させます。
- 二、ビンを煮沸消毒し、熱いうちに竹の子を八分目位入れます。
- 三、沸騰している食塩水をビンの中にあふれる位まで入れ、ふたをして出来上がります。

#### 保存の注意

- 一、食塩は、白く残ってもそのまま入れる。
- 二、ビンのふたは、必ず密閉する。（ふたがゆるいと失敗します）
- 三、ビンは、冷暗所に保存する。

#### 使用方法

数日前にビンより取り出し、水に浸して（何どか水を替る）おくと、上手に塩出しがで可以使用する。

お知らせコーナー

高校の通信教育生募集中

埼玉県立浦和通信制高等学校

たぐいま埼玉県立浦和通信制高等学校では左記により生徒を募集しております。

浦和市領家五丁一三十五

電話 〇四八八 〇四二二三

たい方など、どなたでも入学できます。入学後は家庭で教科書や解説書を読みレポートを作成して学校へ送り、月に2回ほど日曜日にスクーリングを受けるなどして学習を進めていきます。スクーリングの会場は、春日部女子高、川越女子高、熊谷女子高、秩父農工高、本校および浦和高校の五カ所です。入学を希望される方は、願書等を請求してください。

後保護指導所の入所生募集

県後保護指導所では、入所生を募集しています。ここは、呼吸器・じん臓・心臓の病気を経験された方が職業技術を身につけるところです。

▽募集科目 電気器具、洋裁、タイプ・孔版、経理事務、製図 訓練費用は無料です。希望者は同指導所(0493 220295)か最寄りの福祉事務所に。

固定資産

課税台帳の縦覧

昭和五十三年固定資産課税台帳の縦覧期間を次のとおり設けますので、多くの方の縦覧をおまじたいします。

一、縦覧期間 三月二十日から三月三十一日まで

二、時 間 休日を除き毎日午前九時午後四時まで(土曜日は正午まで)

- 一、募集人員 普通科 約千名
二、応募資格 中学卒業者又は同等以上の学力のある者(年齢不問)
三、願書受付 昭和五十三年三月二十日~四月十日まで
四、提出書類 入学願書、中学卒業証明書、成績証明書、健康診断書、環境調査書、写真。
五、入学選考 書類により行う。

三、場 所 江南村役場税務課

※なお、課税台帳の内容につきまして、ご不審の点がありましたら四月十日までに審査の申出ができません。

国税に不服のあるときは

税務署から更正・決定や差押えなどの処分を受けて、その処分に疑問や不服があるときは、税務署

に異議の申立てができます。

異議の申立て期間は、処分を受けたときから二カ月以内です。

異議の申立てに対する税務署の決定に、なお、不服があるときは

国税不服審判所に審査請求をすることができません。

審査請求の期限は、異議の申立てに対する決定を受けたときから一カ月以内です。

しかし、青色申告をしている人は、異議の申立てをすることなく直接、審判所に審査請求をすることができません。この場合、審査請

衛生関係行事予定表

Table with columns: 月, 行事, 対象者, 場所, 時間. Rows include 3日3ヶ月児相談, 12日三種混合, 14日狂犬病予防注射, etc.

※ この表は予定ですので、変更することがあります。

求の期限は、処分を受けたときから二カ月以内となっています。

審査請求は、裁判のように、弁護士にたのまなければできないような、難しい手続はありません。

そのうえ、費用も一切かかりません。

また、審査の結果、新たに税金が増えるということもありません。

国税不服審判所は、F 税局、税務署とまったく異った独立の機関で、納税者の正しい権利を守ります。

なお、国税不服審判所の所在地は次のとおりです。

関東信越国税不服審判所 千代田区大手町一三二二

電話〇三一二六 一四三三四一

心配ごと相談

お気軽にご利用を

日常生活での心配ごとや困りごとでお悩みのかたは、お気軽にご利用下さい。

三月、四月の心配ごと相談日はつぎのとおりです。

◎日時 三月二十八日(火) 四月二十五日(火)

いづれも、午前九時三十分から正午まで

◎場 所 江南村母子健康センター